



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(6)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 議会訓令

- ※滋賀県議会事務局規程の一部改正..... 1
- ※滋賀県議会事務局職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 1

議会訓令

滋賀県議会訓令第4号

滋賀県議会事務局規程(昭和47年滋賀県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県議会議長 奥村芳正

第4条第1項中 「課長補佐を副参事」を「総括補佐課長補佐副参事」に改め、同条第3項中「参事」の右に「、総括補佐」を、「副参事」の右に「、専門幹」を加える。

第5条中第13項を第15項とし、第7項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 専門幹は、課の事務のうち課長が指定する専門的な事務を処理する。

第5条第5項中「課の」を「課長が指定する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 総括補佐は、課長を助け、課の事務を総括整理する。

第7条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 総括補佐が置かれる場合における第3項の規定の適用については、同項中「課長補佐」とあるのは、「総括補佐」とする。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県議会訓令第5号

滋賀県議会事務局職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県議会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県議会議長 奥村芳正

第2条の表課長補佐および副参事の項中「課長補佐および副参事」を「総括補佐、課長補佐、副参事および専門幹」に改める。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

